

令和7年度沖縄地方最低賃金審議会  
第7回沖縄県最低賃金専門部会 議事録

- 1 開催日時 令和7年8月14日(木) 14:02~15:35
- 2 場 所 那覇第2地方合同庁舎1号館 共用大会議室(2階)
- 3 出席者
  - 公益代表委員 3名(上江洲純子、金城智誉、城間貞 敬称略)
  - 労働者代表委員 3名(石川修治、知花優、照喜名朝和 敬称略)
  - 使用者代表委員 3名(喜友名朝弘、田端一雄、津波古透 敬称略)
  - 事務局 4名(岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長補佐、伊計係員)
- 4 議題等
  - (1) 改正額調整
  - (2) その他
- 5 配布資料
  - (1) 令和6年度キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)実績状況(沖縄局)
  - (2) 消費者物価指数について

令和7年度沖縄地方最低賃金審議会  
第7回沖縄県最低賃金専門部会（議事録）

**崎原賃金室長**

皆様、こんにちは。

定刻を少し過ぎましたけれども、これより「令和7年度沖縄地方最低賃金審議会 第7回沖縄県最低賃金専門部会」を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

始めに、委員の出欠の状況です。

全員出席でございますので、本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項に基づき、有効に成立していることをご報告いたします。

これからの議事進行につきましては、上江洲部会長にお願いしたいと思います。

**上江洲部会長**

皆様、こんにちは。

第7回沖縄県最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、本日の議事録署名人をお願いしたいと思います。

労働者側委員は、照喜名委員、お願いいたします。

使用者側委員は、津波古委員、お願いいたします。

（両委員、了解）

**上江洲部会長**

では、早速ですが、次第1は「額の調整」となっています。

その前に、事務局から前回の宿題等含めて説明をお願いしたいと思います。

**崎原賃金室長**

資料を2つお配りしております。資料1と資料2になります。

8月8日の第5回専門部会において、年収の壁対策における申請件数等については、厚生労働省から公表されていないことから、回答ができないということを申し上げましたけれども、つい先日、厚生労働省から公表すると担当部署を通して連絡がございましたので、資料1として提供いたします。

1枚目が令和6年度の当局の社会保険適用時処遇改善コースに係る受付件数と支払件数になります。

令和6年度の新規受付件数が55件で支払件数が38件となっております。

2枚目と3枚目は厚生労働省のホームページに掲載されております、全国分の支給実績と計画届出受理件数となります。

ご参考にしていただければと思います。

詳細については、沖縄労働局の助成金センターまでお問い合わせ願います。  
この件について、何かご質問ございますでしょうか。

#### 上江洲部会長

いかがでしょうか。  
石川委員、質問されたと思いますけれども。

(石川委員、特になし)

(喜友名委員挙手)

#### 上江洲部会長

はい、喜友名委員。

#### 喜友名委員

ありがとうございます。  
このキャリアアップ助成金の沖縄県の状況は書いてあるのですが、全国に比べて活用状況は多いのでしょうか。

#### 崎原賃金室長

その情報については、確認していません。  
公表もされていないので、自局の分については提供できるとの話は聞いているのですが、前に業務改善助成金の話もされてたと思うので、それについても確認したいと思います。  
よろしいでしょうか。

#### 喜友名委員

よろしくをお願いします。

(田端委員挙手)

#### 上江洲部会長

田端委員。

#### 田端委員

資料1の新規受付件数に関して、支払件数が出ていますが、時期のズレがあります。  
平均して、受付をしてから支払いまでどのくらいの期間となっているのか教えていただければと思います。

### 崎原賃金室長

申請から支払いまでの平均期間ですね。  
それについても確認したいと思います。

### 上江洲部会長

資料1について、質問はこれで終了としてよろしいでしょうか。  
では、引き続いて資料2について説明をお願いします。

### 崎原賃金室長

資料2については、前回基準部長から、消費者物価指数について口頭でご説明したものでございまして、その内容を資料にしております。  
家計調査等の調査対象市町村の一覧を資料2の末尾に添付しております。  
この件について、ご質問等あればお願いします。

(田端委員挙手)

### 田端委員

資料2の提供どうもありがとうございました。

これで資料2の家計調査一覧というのがあって、沖縄県は6市2町、調査世帯数は計算すると276世帯あります。ということは、このデータがあるということだと思いますので、そのデータの提供を求めていただければと思います。

その次のページ、小売物価統計調査があって、対象市町村は微妙に異なりますが、5市2町が調査対象となっていて、この個別のデータもあるはずですが、この調査は国から県が委託を受けて、法定受託事務として実施していると思うのですが、総務省や場合によっては沖縄県の企画部に求めることも含めてお願いしたいと思います。

私からは以上です。

### 上江洲部会長

この点いかがでしょうか。

(岡崎労働基準部長挙手)

### 上江洲部会長

はい、では部長からお願いいたします。

### 岡崎労働基準部長

はい、その件につきましては、現在本省と調整をしておりますので、回答まで少々時間をいただきたいと思います。

### 上江洲部会長

よろしいでしょうか。

では資料2については、今ご説明いただいたとおりになります。

そのほかにも宿題になっている件、進捗ございましたでしょうか。

よろしく申し上げます。

### 崎原賃金室長

はい、委員からいただいているご質問の3点について本省から回答がありましたので、お答えいたします。

1点目が地域間格差の是正について、最低賃金法上根拠となる明文の規定や解釈はあるのか、という点についてですが、回答としては前回沖縄労働局賃金室の認識として説明した内容とほぼ同様となります。

厚生労働省労働基準局賃金課に確認しましたところ、現行の最低賃金法上、地域間格差の是正にかかる明文の規定や解釈といった根拠はないとの回答でした。

根拠はありませんが、骨太の方針等の閣議決定に地域間格差の是正について記されておりまして、それらの閣議決定に配慮した調査審議をお願いする旨、先日、当局局長から諮問させていただいた次第になります。

前回は申し上げましたけれども、地域間格差の是正に配慮するのであれば、法改正して法律上の根拠を持たせるべきではないか、というご指摘については、委員からいただいたご意見として、確実に本省にお伝えしたいと思っております。

1点目については以上です。

ご質問があればお願いいたします。

### 上江洲部会長

まず1点目について回答があったとのことですがこの点いかがですか。

次の進捗状況お聞きしてもよろしいでしょうか。

(了解)

### 上江洲部会長

事務局、次の宿題になっている事項をお願いいたします。

### 崎原賃金室長

はい、2点目がCランクの目安が64円（6.7%）と示されましたけれども、消費者物価指数対前年上昇率の4.1%から何を根拠にどのように積み上げて目安を6.7%となったのかについて、先ほどと同様に、厚生労働省労働基準局賃金課に確認しましたところ、次のとおり回答がございました。

令和7年8月4日付け地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解に記載のとおり、目安額については昨年度に引き続き、法定の3要素を総合的に勘案したほか、食料や生活必需品との関連が深い消費者物価の上昇が継続していることを踏まえ、労働者の生計費を重視しました。

また、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目し、法定の3要素のデータに基づき、特定の指標に偏ることなく、四則演算によるものではなく、中央公益委員において検討された結果、Cランクが64円（6.7%）の目安となったとのことでした。

2点目については以上となります。

ご質問があればお願いします。

### 上江洲部会長

この点、いかがでしょうか。

（田端委員挙手）

### 上江洲部会長

田端委員。

### 田端委員

非常に抽象的な回答だと思います。

特定の指標に偏ることなく、と言いながら、実際には個別の消費者物価指数のある項目に限定して高くするんだと、具体的な積み上げがないということがはっきりわかったということなのかなと思っています。

中央最低賃金審議会はそうしたかもしれませんが、地方の審議にあたっては、具体的に、明確な根拠をもった数字で納得性のある数字をつくり出すことが必要ですので、今後の審議では、ぜひそのようにしていただければと思います。

### 上江洲部会長

他にございますか。

今の田端委員からのご意見は、今後の審議の要望ということでよろしいでしょうか。

（田端委員了解）

### 上江洲部会長

では、先に進めさせていただきますが、次の質問について事務局、よろしくをお願いします。

## 崎原賃金室長

3点目になります。

前回の専門部会の中で附帯決議についてご質問がございました。

附帯決議の(4)に「最賃引上げの持続性のために最低賃金の改定の在り方について、国及び中央最低賃金審議会において、法改正を含めた抜本的な議論を行うことを要望する」と記載したところですが、本省ではどのような検討がなされ、その結果、どうなったのかといったご質問がございました。

本省の賃金課に確認しましたところ、次のような回答がございました。

附帯決議には、「最低賃金の改定の在り方について法改正を含めた抜本的な議論を行うことを要望する」とあり、これには発効日の設定の在り方についても含まれると認識しています。

中央最低賃金審議会運営規程第3条には、「会長は審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して、小委員会等を設けることができる」とあります。

この規定に基づき、目安制度の在り方に関する全員協議会が設置され、概ね5年ごとに検討が行われております。

前々回全員協議会は平成26年から平成29年まで開催されており、前回の全員協議会は令和3年5月から令和5年4月まで開催されております。

附帯決議について確実に厚生労働省にお伝えしており、また附帯決議にある最低賃金の改定の在り方については、具体的に決まっていけないものの、次回の全員協議会でご議論いただくものと認識しております。

なお、発効日の設定の在り方については、令和5年4月にとりまとめられた目安制度の在り方に関する全員協議会報告の中で、発効日とは審議の結果で決まるものであることや最低賃金法においても公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会に周知することは適当とされています。

また、本年度の中央最低賃金審議会目安小委員会の公益見解には、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう中央最低賃金審議会の公益委員として要望するとされており、引き続き議論すべき事項であると認識しております、という回答をいただいております。

これについてご質問等あればお願いします。

## 上江洲部会長

3点目についても回答がございました。

いかがでしょうか。

(田端委員挙手)

## 田端委員

はい、ご回答ありがとうございます。

今、国の中央最低賃金審議会の下に置かれる小委員会あるいは目安制度の全員協議会などで審議がされていると。

前回は平成26年から29年、それから令和3年から4年ということですが、今回、これまでにない引上げ幅になっていることを踏まえると、大きな状況の変化がありますので、発効日の在り方については今一度検討すべきだなと思っております。

今年の最賃の審議の結果がどうなるかはわかりませんが、発効日の在り方は各県で状況は異なってくると思いますけれども、その状況なども踏まえて発効日の在り方について、今一度、全員協議会などで検討することも含めて、国で検討していただければと思います。

(石川委員挙手)

## 上江洲部会長

はい、石川委員。

## 石川委員

はい、石川です。

次の目安協等で、こういった要望というのを俎上に上げるというか議論していただくために、何か地方での手続きの仕方等あたりするのでしょうか。

## 岡崎労働基準部長

はい、事務局でございます。

地方の委員からいただいたご意見につきましては、逐次本省に報告をしております。

また、正式な手続きにどのようなものがあるかということに関しては、本省に確認して後日回答させていただきます。

## 上江洲部会長

この件、よろしいでしょうか。

それでは本日の次第1、前回からの続きとなりますけれども、改正額の調整に入りたいと思います。

前回、調整した結果、労働者側89円引上げの1,041円、使用者側42円引上げの994円の提示となっております。

その際も根拠やそれぞれのご意見も伺わせていただきましたが、まだ47円の開きがございますので、本日も改めて公益が入らせていただいて調整をさせていただき、額の提示をいただければと思います。

ではここで一旦休会とさせていただきます、公益委員が労使それぞれ個別に話し合いを持たせていただきたいと思います。

傍聴人の皆様、開始早々で申し訳ないんですけれども、休会中は一旦退出していただくこととなりますので、よろしくお願いします。

それでは、休会といたします。

(休会)

(傍聴人退出)

(二者協議)

(二者協議終了後、事務局は傍聴人の再入室を案内)

### 上江洲部会長

それでは、専門部会を再開いたします。

それぞれ個別に意見をお伺いしまして、労使双方から改めて金額を調整していただきました。

その結果、本日労働者側は80円引き上げて1,032円、使用者側は50円引き上げて1,002円とまだ開きはございますけれども、それぞれ妥協点を見つけながら歩み寄っていただきました。

この点につきましては、引続き、調整させていただきます。

全体を通して、各委員何かあればここでお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(特になし)

### 上江洲部会長

では、次第2に進みたいと思います。

次第2「その他」となっていますが、事務局から何かあればお願いいたします。

### 崎原賃金室長

日程の確認でございます。

次回は8月18日月曜日14時から開催の予定ですが、その確認と、20日と22日についても改めてご確認のほどよろしくお願いいたします。

### 上江洲部会長

皆様、事務局から日程を確認させていただきたいということです。

8月18日、そして20日、22日の14時からということ前回調整させていただいたと思いますが、その点お変わりなく確保させていただいてよろしいでしょうか。

(了解)

上江洲部会長

はい、ありがとうございます。

ではこの日程で来週月曜日となりますけれども、14時から第8回となります専門部会を開催したいと思えます。

そこでまた額の調整を引き続き行いたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の第7回専門部会を閉会させていただきます。

皆様お疲れ様でした。